

定額補助 要件確認様式

チェックリスト
定額補助-1

事業者名			
業種		従業員数	人

下記の(1)～(5)のいずれの要件も満たすこと。

チェック欄 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

いずれか1つ

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことがわかる書類がある
(経営持続支援金、月次支援金、事業復活支援金の受給を示すもの等)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少したことを示す書類がある
(以下に記載をお願いします。)

売上高	A 新型コロナウイルス感染症の影響期間(3ヶ月)				B 左記の前年または前々年、3年前の同期間(3ヶ月)						
	年	月	～	年	月	年	月	～	年	月	
	平均					円	平均				

※時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

$$\text{減少率} \left[\frac{B-A}{B} \right] \times 100 = \boxed{\text{\#DIV/0!}} \% \geq 5\%$$

(減少率が5%に満たない場合)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことの説明

(2) 過去数年以内に発生した災害の影響を受けた事業者

○ 過去数年以内に被災した災害名

(過去5年以内において石川県内で災害救助法が適用された災害は、令和5年奥能登地震、令和5年7月大雨、令和4年8月豪雨 です。(いずれかを選択してください) ※この他の災害救助法適用災害で該当される場合、個別に県へお問い合わせください。)

チェック欄

いずれにも該当

- ① どちらか
 - 過去数年以内に発生した災害における罹災(被災)証明書(写)がある [直接被害]
 - 過去数年以内に発生した災害の影響を受け、業績が悪化したことを示す書類がある (以下に記載をお願いします。) [間接被害]

売上高	C 過去災害前(3ヶ月)				D 過去災害後(3ヶ月)						
	年	月	～	年	月	年	月	～	年	月	
	平均					円	平均				

※時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

$$\text{減少率} \left[\frac{C-D}{C} \right] \times 100 = \boxed{} \% \geq 5\%$$

(減少率が5%に満たない場合)

過去数年以内に発生した災害の影響を受けたことの説明

- ② 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援の活用実績がわかる書類がある

(3) 下記のいずれかに該当すること

チェック欄

- 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

○過去数年以内に被災した災害名

過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少しており、復興途上にあることを確認できる書類がある(以下に記載をお願いします。)

ex)令和5年奥能登地震の場合、災害発生は令和5年5月 → 災害前3カ月 令和5年2～4月

売上高	E 過去災害前(3ヶ月)				F 令和6年能登半島地震前(3ヶ月)					
	年	月	～	年	月	令和5年	10月	～	令和5年	12月
平均										

※繁閑差を排除する観点から、過去災害の被災前10月から12月の売上平均との比較も可能です。

※新型コロナウイルスの影響を排除する観点から、令和元年10月から12月の売上平均との比較も可能です。

※時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

$$\text{減少率} \left[\frac{E - F}{E} \right] \times 100 = \boxed{\#DIV/0!} \% \geq 20\%$$

いずれか該当

- 令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

※別表参照

(4) 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧または復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者

チェック欄

○過去数年以内に被災した災害名

いずれも提出

- ①過去数年以内に発生した災害に係る債務を有していることの申出書
- ②当該債務の内容がわかる書類(銀行が発行する借入金残高証明書等)
- ③当該借入の内容がわかる書類(当該借入に係る契約書等)

(5) 令和6年能登半島地震により、施設または設備が被災し、その復旧を行おうとしていることについて

(本補助金への交付申請書の提出をもって、要件を満たすものとします。)

(別表)

令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

項目	要件
厳しい債務状況にある事業者	次のいずれかに該当し、早急に企業再建を行う必要がある事業者 1 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者 2 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者 3 過剰債務の状況に陥っている事業者 4 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者 5 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者 6 第二会社方式により再生を図る事業者 7 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者
経営再建等に取り組む事業者	相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られる等、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる事業者
認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者	次のいずれの事項についても、認定経営革新等支援機関による確認を受けている事業者 1 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること 2 経営環境等を見据えた適正な規模での復旧等であること

上記別表の「厳しい債務状況にある事業者」内の「3 過剰債務の状況」とは、原則として令和6年能登半島地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

- 1 債務超過に陥っている事業者
- 2 繰越欠損を計上している事業者
- 3 次式で判定した年数が15年以上となる事業者
{有利子負債（短期借入金＋長期借入金＋社債）} ÷ {減価償却後営業利益×1/2（営業欠損の場合は1/2を乗じない）＋普通減価償却費} ※1
- 4 次式で算出した値が正となる事業者
長期借入金及び社債の年間返済額※2－{減価償却後経常利益×1/2（経常欠損の場合は1/2を乗じない）＋普通減価償却費} ※1－金融機関調達（予定含む）※3

※1 試算期で判定する場合は、「試算期末からさかのぼって12か月間の損益計算書」を用いて判断する。

※2 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

※3 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額（設備資金を除く）をいう。